

平成25年

第1回市議会定例会 議案第58号

函館市診療所における専属薬剤師の配置基準を定める条例
の制定について

函館市診療所における専属薬剤師の配置基準を定める条例を次のよう
に定める。

平成25年2月28日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市診療所における専属薬剤師の配置基準を定める条例
(趣旨)

第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号）第18条の
規定に基づき、診療所における専属の薬剤師の配置の基準を定めるも
のとする。

(専属薬剤師の配置基準)

第2条 医師が常時3人以上勤務する診療所の開設者は、専属の薬剤師
を置かなければならない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係
法律の整備に関する法律による医療法の一部改正に伴い、診療所の専属
薬剤師の配置基準を定めるため